

熊生環第635号
令和8年9月25日

熊本県火薬保安協会会長 様

熊本県警察本部生活環境課長
(公印省略)

火薬類の適正な管理について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県において、天皇皇后両陛下が「令和8年熊本地震による被災地御見舞」のため、行幸啓される御予定であることから、熊本県警察では、危害の未然防止を図るため各種施策を推進しているところであります。

しかし、火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

貴団体におかれましては、各会員に対して、下記のとおり火薬類の適正な保管管理並びに携帯運搬の自粛などについて御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 自粛期間及び区域

期 間	区 域
令和8年9月29日（終日）	益城町、八代市、氷川町、宇城市

2 依頼事項

- 銃砲、火薬類の盗難又は紛失防止を目的とした火薬庫・火薬類貯蔵施設等における保管設備、保安体制の点検及び各種防護対策の強化。
- 火薬類を譲渡する場合の手続きの遵守。
- 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の的確な記載の徹底。
- 上記期間及び区域における火薬類の運搬自粛。
なお、やむを得ず運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡を取り、輸送ルート、時間の調整等の措置をとること。
- 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官へ届け出ること。